

○柳川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催いたします。

皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、藤波構成員が御欠席、澤岡構成員、藤森構成員、御手洗構成員はオンラインでの御出席となっております。また、澤岡構成員が途中で御退席される予定でございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、「高齢社会における安全・安心な生活環境の整備」について議論を行います。

資料1から資料8までの説明が終わったところで、質疑、意見交換を設けたいと思っております。

それでは、まず資料1、2について、事務局より御説明をお願いいたします。

○須藤企画官 内閣府企画官の須藤です。

資料1について御説明をいたします。

現在の大綱に定められた数値目標の実施状況につきまして、本日の議論のテーマであります「生活環境」の分野に関する事項をまとめております。

全体的には、目標期限前となっているものを除いて数値目標の半分以上が達成されているという状況であります。ハード面のバリアフリーに関する項目を中心に未達成となっている項目がございます。時間の制約上、未達成の項目を中心にポイントを絞って説明をさせていただきます。

まず3ページであります。7番の空港等のいわゆる旅客施設のバリアフリーにつきましては、構造上、大幅な改修を伴い、周辺の再開発等と合わせて整備が必要な場合などにおいては、目標時期までに整備できないといったケースもありまして、2020年度時点で95.1%となっております。

そして、同じページの9番及び10番のバスのバリアフリーについては、いずれも補助金や税制特例による支援を行ってきているものの、人口減少など利用者の減少による事業者の経営への影響等もあり、設備投資が進まないといったケースもございまして、記載のとおり未達成となっております。

次に、4ページです。14番の信号機等のバリアフリー化率につきましては、市町村が設定する重点整備地区の変更等に伴って新たに対象となった整備対象箇所について順次整備を進めているものの、予算の確保や一定の工事期間を要する関係で、最新の2022年度時点で98.3%という状況となっております。

15番の特定道路は、駅、病院等に連絡する道路で、多数の高齢者等が通常徒歩で移動する道路でありますけれども、このバリアフリー化率につきましては、場所によって歩道の拡幅に係る地域住民の合意形成に時間を要する等の事情があり、2020年度で91%となって

おります。

17番の都市公園のバリアフリー化率につきましては、予算執行の効率性等の観点から、他の公園施設と一体的な改修等を要するケース等があるということで、記載のとおり、目標の数字には未達という状況になっております。

次に、5ページの19番、65歳以上の振り込め詐欺認知件数につきましては、コロナ禍による社会変化等を受けて犯罪手口の巧妙化といった事情も背景として、特に2020年、2021年は前年の件数を上回っているなど、前年比で減少という目標を達成できていないという状況がございます。

それから、21の消費者安全確保地域協議会を設置した地方公共団体数について、自治体によっては、既存のネットワークで連携が取れており、同協議会を設置することに負担があるといった事情で、最新の2024年2月時点で、人口5万人以上の全市区町520のうち209にとどまっているという状況であります。

次に、資料2について御説明をいたします。

本日、「高齢社会における安全・安心な生活環境の整備」について取り上げるに当たりまして、御議論いただきたい事項として大きく5点挙げてございます。

1点目は、高齢期においても地域で安心して居住できる環境整備の在り方です。高齢者など住宅の確保に配慮を要する方々をはじめとして、生活の基盤としてそれぞれのニーズに応じた住まいの確保をするための支援の充実、住宅を貸す側のネックの解消を含め、貸す側・借りる側どちらも安心して利用できる市場環境の整備、また、住宅施策のみならず様々な福祉サービスといかに連携を図っていくかといった事項を挙げております。

2点目は、空き家対策の在り方です。空き家の発生をいかに未然に抑制をしていくか、一方で、発生した空き家につきまして経済社会活動の促進といった観点からいかにその活用の拡大や促進を図っていくか、また、空き家の状態の悪化を防止するための適切な管理の在り方等を挙げております。

3点目は、高齢社会における災害対策の在り方であります。災害大国とも言われる日本において、高齢者等で自ら避難することが困難な方への支援の在り方、また、被災した際に、特にその影響を受けやすいと言われる高齢者をはじめとして個別の状況・課題等に応じて自立・生活再建に向けた継続的かつきめ細かなサポートをいかに図っていくかといった事項等を挙げております。

4点目は、消費者被害を防止するための方策です。オレオレ詐欺など特殊詐欺被害の9割近くが65歳以上の方となっている中で地域における見守りの強化、また、消費生活相談のDXなどサービスの向上や業務の高度化に向けた取組等を挙げております。

5点目は、高齢運転者の安全対策の在り方であります。高齢者の身体機能や認知機能の変化に応じた検査、令和4年から導入されているサポートカー限定免許の普及の在り方、また、必要に応じて免許証を自主返納しやすい環境整備の在り方等を挙げております。ぜひ幅広い観点から御議論をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○柳川座長 どうもありがとうございます。

次に、資料3について、国土交通省安心居住推進課、津曲課長より御説明をお願いいたします。

○津曲課長 皆様、こんにちは。国土交通省住宅局安心居住推進課長の津曲でございます。

資料に基づきまして説明をさせていただきます。「住宅セーフティネット制度とその見直しについて」でございます。

住宅セーフティネット制度でございますけれども、そもそもこの関係法律に関しましては、平成19年に議員立法で成立しておりまして、平成29年に閣法によって改正をされております。そして、この法律の対象としては、賃貸住宅の供給の促進、特に住宅確保要配慮者に対する供給を進めていくということでございます。ここで、要配慮者とはどういう方かといいますと、高齢者、低額所得者、障害者など、幅広い属性を対象とするものでございます。この法律においては、貸す側・借りる側双方が安心して住宅を利用できるよう、賃貸住宅の供給の促進を図るための各種施策を講じております。まず、スライドの1について、こちらは先週12日に公表されました新しい将来推計を反映できておりませんが、高齢者世帯、単身高齢者世帯が今後増加していくという問題意識を持って、現在、制度の見直しを進めていこうとしているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。

一方、賃貸住宅に関しましては、なかなか賃貸住宅が得られないという方がいる一方で、全国的には空き家、空き室が相当数に上っているということでございまして、賃貸用空き家は全国で400万戸以上となっております。

次のスライドをお願いいたします。

ただ、住宅確保要配慮者に関しまして、その入居について大家さんの意識というものを確認しますと、アンケート調査によりますと、高齢者・障害者に関しましては7割の大家さんが拒否感を持っているということ。そして、右側の円グラフを御覧いただきますと、大家さんの高齢者の場合の入居制限の理由といたしましては、居室内での死亡事故等に対する不安というものが非常に多く、これは孤独死であるとか残置物などに関する不安であろうと考えております。

次のスライドをお願いいたします。

こちらを御覧いただきますと、これも大家さんなどへのアンケート調査でございますけれども、大家さんが求める居住支援策をまとめております。要配慮者の方への賃貸をためらう背景がお分かりいただけるかと思っております。高齢者に関しましては、特にこの資料の上の2行、「高齢単身世帯」、「高齢者のみの世帯」を御覧いただきますと、左のほうから言いますとオレンジ色の部分、家賃債務保証の情報提供、つまり、家賃の滞納に関する不安、見守りや生活支援に関する不安、そして、死亡時の残存家財処理、残置物に関する不安というものがあると思っております。

次のスライドをお願いいたします。

平成29年に改正しました住宅セーフティネット法でございますけれども、大きく3本の柱で運用してきております。この制度に関する見直しとして、改正法案を現在、国会に提出させていただいております。

現行制度の柱は、1つは登録制度でございます。要配慮者の入居を拒まない住宅を賃貸人に登録をしていただくということでございます。それを公表しまして、要配慮者、支援者の方とのマッチングを行っていくというものでございます。この仕組みを推進するために経済的支援を行っておりまして、改修費の補助や家賃低廉化補助などを行っているということでございます。

また、地域における住宅と福祉の連携を進めていくために、居住支援協議会というものを法律上位置づけておりまして、また、平成29年改正では居住支援法人というものも位置づけられており、現在では居住支援法人の指定数は800を超えております。

次のスライドをお願いいたします。

一方、公営住宅もございますけれども、公的賃貸住宅のストック数のところを御紹介すれば、公営住宅数は200万戸以上というところが現状でございます。

次のスライドをお願いいたします。

住まい支援を行っていくに当たりましては、賃貸人・借借人双方の支援を行う居住支援法人の役割が非常に重要と思っております。居住支援法人は、特に情報提供、事前の入居相談とか見守りなどの生活支援などを行うものでございまして、現在、全国に800以上が指定されておりますが、不動産関係者などの株式会社、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人などが担っております。

そして、居住支援協議会は都道府県や市区町村でつくっていただいておりますけれども、現在、全国的には141でございますが、市区町村に関しましては99にとどまっているという状況です。

このような中で、高齢者の単身化が進んでいる中で、住宅確保要配慮者に対して居住支援機能はどうあるべきかということについての3省検討会というものが開かれておりました。それが次のスライドでございます。この検討会は、厚労省、国交省、法務省の3省合同で開催したものでございまして、令和5年12月に中間取りまとめ案が示され、令和6年2月に最終的に取りまとめが公表されております。こちらについては、本日御出席の大月先生にも御出席いただき、座長を務めていただきました。

次のスライドをお願いいたします。

検討会に関しましては、現状については今御説明しましたような認識の下に議論が進んでまいりました。結論として、緑の部分の「基本的な方向性」でございますけれども、まず、賃貸住宅に円滑に入居するための市場環境の整備が必要であるということ。2つ目は、「住宅」と「福祉」が緊密に連携し、行政が積極的に関与しつつ、相談から入居前、入居中、退居時までの一貫した総合的・包括的な支援が必要であり、居住支援法人の活用が必

要であるということ。そして、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用することが必要であること。そのような方向性が示されております。

次のスライドをお願いいたします。

その中間取りまとめでございますけれども、具体的な検討事項として記されているものをまとめたのがこちらの1枚になります。特に、要配慮者入居者への居住支援の充実ということで、ハード、ソフトに関する情報提供や相談体制をつくっていくことであるとか、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築ということの指摘がございました。

また、大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備ということで、家賃債務保証制度の充実、住宅扶助の代理納付、残置物処理等の負担を軽減していく仕組みなどの指摘がございました。

このほか、③の部分、住宅等の確保方策としてセーフティネット住宅の居住水準の見直しや、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりであるとか、④の地域の体制づくりでは、基礎自治体レベルで関係者が連携するために、市区町村における居住支援協議会の設置ということの御指摘をいただいております。

時間が限られておりますので、ここからは駆け足で説明させていただきます。

スライドを2つ進んでいただきたいと思います。

現在、法律案を国会に提出させていただいております。その中で、大きな柱として、1、2、3と一番下のところがございますけれども、大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備、入居中サポートを行う住宅の供給、住宅と福祉の連携、これらを進めていくこと。所得や資産があっても賃貸住宅がなかなか得にくい方も含め、体制や市場環境をつくっていこうとするものでございます。

スライドの13でございます。

①のところを書いてございますが、終身建物賃貸借の認可手続を簡素化する。残置物処理に関しましては居住支援法人の業務に追加する。③、家賃債務保証業者に関しましては、国土交通大臣が認定をしまして、次のページで示します居住サポート住宅に入居する方については、原則としてその保証を引き受けるなどの仕組みを創設いたします。④でございますけれども、次のスライドで説明いたします。

次のスライドに進んでください。

居住サポート住宅というものを今回創設いたします。居住サポート住宅は、居住支援法人等がサポートを行うことで要配慮者に住宅を供給するものでございまして、福祉事務所を設置する市区町村の長が国交省と厚労省の共同省令に基づき実施していくものでございます。

最後のスライドをお願いいたします。

更に、住宅と福祉が連携した地域の体制をつくっていくために、国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で基本方針を策定するよう、法律を改正する案としております。

居住支援協議会の設置についても、国土交通省、厚生労働省が共同して進めていくとい

うことで、地域ごとに住宅部局と福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体を構成員とした会議体で会議を行い、居住支援体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

駆け足となりましたが、説明は以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料4について、国土交通省住宅総合整備課、豊嶋課長より御説明をお願いいたします。

○豊嶋課長 住宅総合整備課長、豊嶋でございます。

私のほうからは、空き家対策の現状について説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、空き家の現状でございます。直近の住宅・土地統計調査によりますと、空き家全体では849万戸、我が国の住宅戸数は全体で6200万戸強でございますので、約13.6%が空き家という状況でございます。

その中で、特に我々が問題意識を持ってございますのが、ピンク色の「使用目的のない空き家」、つまり、賃貸用、売却用といったものではなくて、目的のない空き家がこの20年間で約2倍弱、1.9倍に増加しておりまして、直近のデータでは349万戸となっております。この使用目的のない空き家を中心に空き家がどんどん増えているという状況について何らかの対策が必要だということで、現在、いろいろな対策を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、空き家の取得経緯とか所有者の状況でございます。まず左側の円グラフが空き家の取得経緯でございます。約55%、半分以上が相続、主に親世代からの相続で子供が相続したのだけれども、使用目的がなく、空き家のまま放置してあるものが約55%でございます。

更に右側でございますが、その空き家は所有者との位置関係がどうなっているかということでございますが、約3割が車・電車で1時間以上かかるようなところにあるということで、御本人が使うことがなかなか想定されないということに加えて、適切な管理もなかなか難しいような場所にある空き家が多いということでございます。

それから、下は、空き家の所有者の年齢でございます。約6割超が65歳以上ということで、親世代から相続した空き家を持っている人、子世代も高齢化しているということで、そういう意味では高齢化に伴いまして空き家の問題もだんだん深刻化しているという状況でございます。

次をお願いします。

3ページが、空家等対策特別措置法ということで、昨年の通常国会で改正されまして、年末、12月に施行したものでございます。この法律は議員立法で成立したものですけれども、もともとは右下の特定空家の除却というものが主な内容でございました。要は、ぼろぼろになった危険な空き家について、行政による代執行などができるようにするというような法律でございましたが、今回は、特定空家になってからでは手遅れではないかという

ことで、左の1番の「活用の拡大」、使えるものは使う、2番の「管理の確保」ということで、適切に管理するということで、3番の特定空家になることを未然に防止するというような対策を強化したものでございます。それぞれの内容について詳細にしたものが次のページからでございます。

4ページを御覧ください。

まず、活用の推進の一つでございますが、空家等活用促進区域というものを指定できるような仕組みを入れてございます。市町村が、例えば中心市街地とか郊外の住宅団地、もしくは観光地とか景観上重要な地域、こういったところに活用促進区域というものを定めることで、この地域の中で、建築基準法とか都市計画法、こういったものを特例を設けて空き家をなるべく使いやすいような仕組みにすることができるものです。

もう一つが、次の5ページでございますが、空き家対策は市町村に担っていただくのですけれども、行政の人員体制がなかなか取れないというようなお声もいただいておりますので、民間の力を借りるということで、空家等管理活用支援法人という仕組みを今回新たに導入してございます。

NP0とか社団法人といったところが市町村からの指定を受けまして、空き家の活用とか情報提供、例えば空き家所有者の終活、要は亡くなられた後にどうやって空き家を処分するかをあらかじめ決めておくということを普及啓発するといった活動もしていただくことを想定してございますが、こういうことをできる民間を指定してお力を借りるということを今回新たに法律上位置づけてございます。

次のページが、今度は管理の適正化でございます。従来、特定空家、要はぼろぼろになったものだけでございましたが、今回、管理不全空家ということで、特定空家になる前の段階として管理が不全な空き家を市町村が指導とか勧告をすることができるという規定を設けてございます。この勧告をされた場合には、固定資産税の特例、要は住宅が建っていると土地の固定資産税が減額されるという仕組みがございしますが、これが勧告を受ければ解除されるという仕組みを同時に入れてございます。

次のページからは、予算とか税で空き家対策を後押しする仕組みでございます。

まず7ページが、空き家対策総合支援事業、これは予算事業でございますが、今年度59億円の予算を確保しまして、市町村の空き家の例えば除却への支援とか活用への支援というものについて、国が除却であれば5分の2、活用であれば3分の1を支援する。もしくは、空家等管理活用支援法人の活動に対する支援も行うというような仕組みを入れてございます。

それから、下のほうで「モデル的な取組への支援」ということで、例えば、いろいろな関係者の方が力を合わせて空き家対策をするような、こういったモデル性のある事業につきまして国が直接支援するような仕組みも入れてございます。

次の8ページ、今度は税のほうでございます。これは空き家を相続した方がそのまま放っておくのではなくて、早く除却をして更地にして売買するとか、もしくは耐震改修をし

て売買するという場合に、その売却益についての譲渡所得の控除という仕組みを設けてございます。

これは今年から拡充されまして、従来は除却なり改修してからの譲渡・売買契約というものが対象でしたけれども、所有者は解体業者を見つけてくるのが大変だとか、そういった経緯がございますので、売買契約の中できちんと約束しておいてもらえれば、譲渡後の除却とか耐震改修も対象になるというような制度改正を行ったところでございます。

最後の9ページが、この法律の施行状況でございます。例えば、左上の空家等対策計画、これはもう8割以上の市町村で策定済みでございます。予定も含めると9割近いところがもう策定を予定しているということでございます。

それから、今御説明しました譲渡所得の3000万控除の交付実績も年々増えてございます。右上の4番でございます。

それから、今データがあるのは特定空家のみでございますが、特定空家に対する措置状況も、令和4年度は少し減ってございますが、5,000戸～6,000戸ということで、着実に市町村の取組も広がっているというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料5について、大月構成員より御説明をお願いいたします。

○大月構成員 ありがとうございます。

資料5を御覧ください。「超高齢社会の住まい」ということで資料を作ってまいりました。

お話ししたいことは主として3つございます。とかく高齢者の住まいというと、住んでいらっしゃる住宅か、あるいは高齢者向けのいろいろな施設があって、住宅か、施設か、その中でどうするかということがよく議論されてはいますが、そこをどうつなぐかというところで非常につまづいていらっしゃる方が多いということで、その辺で相談のプラットフォームをつくるということで支援する、そういう枠組みが社会的に必要なのではないかとというのが1点目の話です。

2点目の話としては、相談と絡むのですけれども、いわゆる相談窓口ではあまり人はやってこない。自分は相談が必要だということをちゃんと分かっている人がいかに少ないかということです。そうした場合に、今、全国でいろいろな居場所というものをつくられておりますが、そこが相談の入り口として非常に重要な機能を果たしつつあるということが研究上明らかになってきておりますので、相談の入り口としての居場所づくりが非常に重要ではないかというのが2番目の話です。

3つ目の話としましては、ただいま1番目の御報告として津曲課長より居住支援関係の法改正のお話と関連がございます。この法律は恐らく1年半後ぐらいに施行になる予定ですが、今後の居住支援をより包括的なものにしていくための幾つかの論点を3つ目にまとめております。



まず、1枚目から説明させていただきます。これは以前の国交省系の会議での資料ですが、左の円グラフは、高齢者のうちの大体2割の方が要支援・要介護になっていて、右側の円グラフは、その要支援・要介護の方がどこに住んでいらっしゃるかということで、右上に固まっているいわゆる施設というものが3割で、7割は在宅、こういう状況で住んでおられるということです。これは確認です。

2ページ目に、高齢者の居住の割合が書いてございます。大きく右側の箱の部分が所有、左側が賃貸となって、所有3に対して賃貸2ぐらいの割合で高齢者が住んでいらっしゃる。

この図を上下で分けると、上のほうが住宅に住んでいる人、下の方が施設に住んでいる人になります。これをみますと、賃貸住宅が300万戸ぐらいに対して施設が220万なので、賃貸に住んでいらっしゃる高齢者の方と施設に住んでいらっしゃる高齢者の方が、数ではほぼ同じぐらいのオーダーであることがわかります。

右上の所有に住んでいる高齢者、左上の賃貸に住んでいる高齢者、左下の施設に住んでいる高齢者、この間を行ったり来たりするときに、行き場を失ったり、急に具合が悪くなったりするということが、多くの課題がこの溝の上にあるということが、今までいろいろ指摘されております。

3ページ目は、昨年と一昨年度に、高齢者住宅財団と高齢者住宅協会と一緒に、高齢者が家から施設に引っ越す際に住宅の処分をどうなさっているかということを実態調査したものです。住み替えのピークが75～85歳という、極めて遅い引っ越しがなされているということがわかりました。リロケーションダメージといって、引っ越して環境が変わるとすぐ具合が悪くなる、認知機能が低下するという話が多いので、リロケーションダメージをどう小さくするかということはずっと課題であります。このことを考えると、75～85での引っ越しは、実は遅いのではないかという話があります。

それから、逆にあまりにも遅いと相続がうまくいかない。遺言、信託、早めの相続、空き家防止、未登記防止、こうしたものが後手後手に回ってしまって、子供の世代ではなかなかこれが処理できないという課題が空き家の問題にもつながっていく。

それから、早めに引っ越されている人、60代ぐらいでやっている人は、高齢者向けの分譲住宅なんかに引っ越すことが多いのですが、70、80代だとサービス付きの高齢者住宅や有料老人ホームに引っ越されている。

4ページ目に行きますと、引っ越しの際の相談相手を聞いています。70歳前半までは配偶者と相談しながら引っ越す。70代後半は子供と相談する。だけど、半数以上は誰にも相談しないで決めている。この辺に大きく相談支援を後押しする必要性が示されているのではないかと思います。

5ページ目は、それを踏まえて今後どうするかということで、左下に表がありますが、所得が高い方は自力でいろいろな専門家を雇って対応できるかもしれない。所得が低い方は、居住支援の施策的な対応で何とかなるかもしれない。ところが、家を持っているけれども、なかなか福祉の対象にならない高齢者が結構いらっしゃるのではないかと。例えば、

家があっても低年金であるとか、子供が病気をしているとか、オレオレ詐欺なんかにだまされるという、あまり誰にも言えそうにない課題を抱えている人も多い。「家があると福祉の対象にならない」という従来の支援の幅をもうちょっと広げて包括的にアプローチする必要があるのではないかという話でございます。

そのために、6ページは、先ほどの調査事業の中で、今後どういうふうに相談のプラットフォームができていくのだろうかというたたき台です。重要な点は、縦割りの相談ではなく、横つなぎの相談。住宅の相談という形で窓口にお見えになっても、医療とか福祉、あるいは相続、税金、そうしたものの相談にちゃんとつないでいくことが重要だということです。

そういうことは、早稲田の菊地先生という憲法学者が憲法13条の幸福追求権の実現としての社会保障としての相談支援というものが有り得るという学説を唱えていらっしやって、そこに大いに近づいていくものではないのかなと考えております。

7ページが2番目の居場所の問題で、よく施設とか地域センターなんかで強制的に交流をさせられる空間がありますが、実態調査をしていますと、居合わせるということが非常に重要で、何月何日何時に集まりなさいという空間よりも、むしろ高齢になってくると、居合わせて、そこから友達になり、顔見知りになり、少しずつぼそぼそと相談を始めていくことで、日常生活の課題が解かれていくというケースが散見されます。こうした居場所をどうつくっていくかということは実は大きな課題なのではないかということで、次の8ページ以降、その具体例として、これは国分寺にある古い寮を近所の人たちが、特に若者向けの月3万円ぐらいの安い賃貸住宅として改修したというものでございます。

次の9ページがその様子です。決して新品の建物ではないですが、ここで若者たちを中心に、地域の高齢者、子供、青年、そうした人たちに向けていろいろなイベントをお祭りみたいに年がら年中やっているわけです。

そうすると、10ページにありますように、この寮の中に食堂があって、ここにちまたの人々がふらっと遊びに来る。例えば、ここに来る高齢者がこの若者にうちの電球を換えてほしいということを言うと、若者が行くのではなくて、若者が国分寺市にそういうサービスがあるのを知っていて、僕が電話をしてあげるよと言って電話をして、電球が取り換えられる。そういう相談の入り口。これが、何とか相談窓口という一級建築士とか弁護士がずらっと並んでいるようなところではなかなか言い出しにくい、生活のちょっとした困り事の入り口になり得る。こういう居場所というのも今後増やしていく必要があるのではないかというお話でございます。

その延長として、11ページに、私どもがお手伝いしている八王子のめじろ台というところがございまして、ここも高齢化率が4割を超えているようなところで、駐車場が既に空いている。ここに、みんなでお金を出し合ってベンチを置く。これはみんなの椅子なので、誰でも座っていいよということにしておくと、スーパー帰りのおじいちゃん、おばあちゃんが重たいミルクを抱えて、重たいのでここに座る。家の中にいる人は、誰が座ってくれ

るか非常に興味津々なので、誰かが座るとすぐ話しかけに出て行く。そういうちょっとした空間利用を促進するようなアイテムを、ちまたに増やしていく。これも一種の居場所づくりのアイテムかと思うのですけれども、非常に些細なことかもしれないですけれども、日常生活の中でそうしたきっかけをどうやってつくっていくのか、これは実はまちづくりの大きなテーマに今なりつつあるということです。

最後に、先ほど津曲課長から御説明がありました、居住支援の法改正を今国会で審議しようとするところですが、これにつきましては1年半後に施行ということで、特に私としては、国交省と厚労省が共管的にこの法律に携わるという法案になっているという点を非常に高く評価しております。

この中で、更に包括的居住支援を進めていくための論点として、13ページに5つの包括性というのを挙げてございます。

1つは「対象の包括性」。高齢者、障害者、困窮者といった「者別」の縦割りばかりではなく、困窮者の人が障害者とか高齢者の属性を持ったりしていることもあります。それと、実は空き家の話とも絡むのですけれども、高齢のアパートの大家さんが子供にアパートを継がせるかどうかということで悩んでおられるとか、高齢ゆえにアパートに投資できずに、銀行から借りられないという高齢の大家さんの問題も居住支援の問題として重要ではないかということです。

「相談の包括性」については、先ほど申し上げたことなので割愛させていただきます。

「時間の包括性」は、居住支援というと、家を紹介してあげるまでが居住支援だと思われている節も多いのですけれども、入居されてから死後事務まで、今後、2040年に向かって多死社会になっていきますので、死後事務まで見据えた時間の包括性を持った支援が重要であろうということです。

「地域の包括性」につきましては、今回の法改正で区市町村が居住支援協議会でカバーされる率を9割ぐらい見込みたいというお話が出ていますので、そこに期待したいと思います。

最後に少しだけ述べさせていただきたいのが「住宅の包括性」でございます。今は、居住支援は民間の賃貸住宅を使った支援が主戦場でございます。公営住宅、公団、UR住宅、そうした公共賃貸住宅はこの法律の射程には入っていないのですが、従来からセーフティネットを形成する重要な資源でございます。あと、空家特措法の対象になっている戸建て住宅も併せて、単に民賃の話だけに限らず、公営住宅とか戸建ての空き家を地域の中で包括的に資源として捉え、それらを利用するという形で居住支援をやっていく。そして、その住宅群の間に居場所を創造していく。こういうところが重要ではないかということ、以下の資料にまとめております。

私からは以上でございます。

○柳川座長 どうもありがとうございました。

次に、資料6について、内閣防災・避難生活担当、小野参事官より御説明をお願いいた

します。

○小野参事官 内閣府防災・避難生活担当の参事官をしております小野と申します。

今日、高齢者に関係します防災のための最近の取組につきまして説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

現行の大綱に記載があります避難行動要支援者名簿についての説明資料でございます。高齢者や障害者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方々を災害対策基本法では避難行動要支援者と定義をしておりますが、こうした方々につきまして避難の支援や安否の確認などの支援を実施するための基礎となります避難行動要支援者名簿を市町村において作成することが義務づけられております。こちらについては、既に全ての市町村において作成をされているところです。

2 ページを御覧ください。

近年、頻発する豪雨災害におきましては、高齢者などへの被害が集中している実情があります。近年の災害における犠牲者のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、令和元年の東日本台風で約65%、令和2年の7月豪雨では約79%となっております。このように、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があったことから、令和3年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたところです。

3 ページを御覧ください。

個別避難計画の概要でございます。避難行動要支援者御本人の同意を得て、御本人の氏名、住所などのほか、避難支援等を実施する方あるいは避難先といった情報を記載したものになります。内閣府では、地域における被害の想定とか御本人の心身の状況を踏まえ、支援の優先度の高い方から計画を作成するよう依頼をしているところであります。

計画の作成や避難の実効性の確保に当たっては、御本人の心身の状況がどのような状態にあるのか、こうした情報が大変重要でありますことから、こうした情報をふだんからお持ちになっていらっしゃる福祉専門職の方々などの関係者と連携して計画を作成していくということを促しております。

また、適切な避難支援が実施されるためには、個別避難計画の情報を避難支援に従事する地域の関係者ともふだんから共有することが重要です。このため、災害対策基本法においては、平時から御本人の同意がある場合のほか、条例に特別の定めがある場合にこの情報を提供することが可能となっているところです。

続いて、4 ページを御覧ください。

こちらは、市町村における個別避難計画の現在の作成状況になります。令和5年10月1日現在で、全市町村のうち約85%が計画の作成に着手をしているという状況にあります。

5 ページを御覧ください。

こちらは、都道府県別の作成状況をグラフにしたものです。全国的にはおおむね西高東低といましょか、四国・九州などを中心に県内の各市町村において作成が進んでいるところになります。

次の6ページは、5ページのグラフのバックデータになりますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

個別避難計画の作成につきましては、令和3年度から市町村における計画の作成経費につきましては地方交付税措置を講じているところであります。また、内閣府においては、作成手順とか留意事項を明示した具体的な取組指針などを分かりやすく示した手引を作成しているところではあります。また、優良事例を全国的に展開するためのモデル事業を同じく令和3年度から実施をしているところであります。

最近の傾向としましては、先ほどお示ししたとおり、自治体によって作成状況に差が生じてきているという中で、市町村による計画作成に対して都道府県が伴走的に支援をしている場合に作成が進む傾向が見られています。

こうしたことから、令和5年度からは、モデル事業につきましては、都道府県の市町村支援のノウハウの蓄積とか普及を図る観点から進めてきているところであります。

8ページを御覧ください。

ここからは、災害ケースマネジメントの取組について御紹介いたします。ここまで説明してきた個別避難計画は、平時から計画を作成して、要配慮者の一人一人の避難支援を行っていくというものです。こうした伴走型の支援を発災後の被災者の生活再建においても実施しようというものであります。

発災時には、このページの右側にありますように、多様な課題を抱える被災者、行政の対応が難しい課題を抱える被災者の方々が多く存在するところではあります。こうした被災者に対して伴走型の支援を行うというのが災害ケースマネジメントの考え方とございまして、戸別訪問を実施して生活状況などの把握をする。個々の世帯が抱える課題の整理・分析を行う。また、行政だけでなく、NPOや民間の専門家の方々とも情報共有をしたり、協働しながら、継続的に支援に当たっていくことにより、被災者の自立・生活再建の早期実現を図っていくものであります。

9ページを御覧ください。

災害ケースマネジメントは、日本では東日本大震災後の仙台市で取り組まれたのが先駆とされておりますが、少しずつではありますけれども、こういった取組を行う自治体が増えてきているところではあります。

ここでは、災害ケースマネジメントの具体的な業務の流れとかイメージが分かるものということで、先進的に取り組まれている自治体の一つであります鳥取県のパンフレットを紹介させていただいております。

世帯ごとに戸別訪問を行って、被災者の状況・課題を把握する。この結果に基づいて、

ここでは「生活復興プラン」と称していますが、関係者の方が集まって、世帯あるいは個人の課題に応じた支援内容を話し合っ、必要な支援機関につないだり、支援のための方針を決めているというところでもあります。

10ページは、発災時の被災者の課題とかそれへの対応例についての資料になりますが、説明は省略します。

11ページを御覧ください。

内閣府では、より多くの自治体に災害ケースマネジメントの取組を実践していただけるように、令和3年度にまず先進的な取組を行う自治体の事例をまとめた取組事例集、令和4年度には標準的な取組手法をまとめた手引書を作成してきております。昨年度からは、こうした取組事例集あるいは手引書を活用して、全国の行政職員や関係民間団体向けの説明会を実施してきているところです。昨年度は、能登半島地震のため中止等もありましたが、全国6ブロックで開催させていただきました。

また、昨年5月には、国の防災基本計画にも災害ケースマネジメントを位置づけまして、今後、各自治体においても地域防災計画などにこの取組を位置づけていただくことにより、各地でさらなる取組が進むことを期待しているところでもあります。

災害ケースマネジメントの取組の実施に当たっては、例えば地域ケア会議とか被災高齢者等把握事業といった、高齢者保健福祉分野の既存の制度あるいは予算といった枠組みを活用することも可能です。また、介護保険とか高齢者福祉の関係機関が被災者の支援の担い手となることも十分想定されます。こういった中で、平時と発災時とでシームレスに対象者の支援を行えるという点がこの取組実施の重要なポイントとなるのかなと考えております。内閣府としては、引き続きこの取組の周知や普及を図ってまいりたいと考えております。

以上で、内閣府防災からの説明を終わらせていただきます。

○柳川座長 どうもありがとうございました。

次に、資料7について、消費者庁地方協力課、加藤課長より御説明をお願いいたします。

○加藤課長 消費者庁地方協力課長の加藤でございます。

本日は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

私からは、資料7「高齢者の消費者被害防止に向けた取組」といたしまして、地域における見守りネットワークについての御説明を申し上げたいと思います。

1ページをめくっていただければと思います。

初めに、地方における消費者行政の取組についてでございます。上段のボックス部でございますけれども、地方公共団体では消費生活センターを設置しておりまして、消費生活相談、2つ目、消費者教育や啓発、高齢者の見守り、エンカル消費の普及、3つ目としまして、都道府県を中心に事業者の指導や法執行、消費者志向経営の推進などを実施しております。

下段は、消費生活相談のイメージ図でございます。左側、トラブルに遭った消費者が、

消費者ホットライン、3桁番号の188番というダイヤルを御用意しておりまして、こちらに電話をいたしますと、地域の消費生活センターに電話がつながります。そうしますと、消費生活相談員に相談をすることができるということでございます。

そうした相談現場から消費者庁、国民生活センターに、重大な事故情報の報告、相談情報の登録が行われまして、PIO-NETと言われます情報システムにデータが蓄積されてまいります。これを基に相談現場では助言や必要に応じて事業者との間であっせんなどが行われまして、国や国民生活センターでは、相談現場への情報提供や研修、行政処分や法制度への活用、消費者への注意喚起などが行われております。年間90万件程度の相談情報が登録されておりまして、右の表にありますような内訳になっています。

2ページ目をお願いします。

近年の高齢者の相談の状況でございます。下段の左、図表1にございますとおり、消費生活相談全体に占める65歳以上、水色の棒の割合ですけれども、3割程度となっております。高齢者は消費者トラブルに巻き込まれやすい面もございまして、高齢化の進展によって消費者被害が深刻化することが懸念される状況もございます。

右の図表2ですけれども、そのうちの認知症等の高齢者の相談件数になります。全体で年間8,000件台となっております。水色の棒は本人から相談が寄せられる割合を示しておりまして、認知症等の高齢者では約2割となっております。これは、高齢者全体が8割ぐらいとなっておりますので、それよりも低くなっておりまして、認知症等の高齢者の方々は御自身が被害に遭っていることがなかなか認識できずに、御自身で相談するという流れになることが少ないということを示しております。

3ページ目をお願いします。

下段の図表3を御覧いただければと思います。左側の図は、相談1件当たりの契約購入金額の平均でございます。赤い点線が認知症等の高齢者の金額、青い線が高齢者全体の金額でございますけれども、認知症等の高齢者はより高い金額になっております。

真ん中の図、この傾向は既に支払った額の平均で見ても同様でございます。認知症等の高齢者の消費者被害はより深刻になっていることがうかがわれます。

右側の図表4、高齢者の相談に占める認知症等の高齢者、水色の棒の割合を御覧いただきますと、年齢層が高くなるほど割合が高くなっております。判断能力の低下が背景にあるトラブルの割合が高くなっていることが見てとれます。

御覧いただきましたように、認知症等の高齢者本人は消費者被害に遭っているという認識が低くなっておりまして、問題が顕在化しにくい傾向があるかと思えます。また、事業者を信じている場合もございまして、特に周囲の見守りが必要な状況にございます。

4ページ目をお願いします。

消費者安全確保地域協議会、いわゆる見守りネットワークの設置状況でございます。上段のボックス部にございますけれども、高齢者等の被害の増加や深刻化が懸念される中で、地域の様々な主体が高齢者を見守り、何かあったときに消費生活センター等につなぐ体制

の構築が有効と考えられます。

消費者安全法の中では、地方公共団体は地域で活動する多様な主体を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置して、特に配慮を要する消費者の見守り等を行うことができるとされております。これについて、下段の左の図表5、地域協議会を設置しております団体数は487まで増加をしております。

右の図表6は、自治体の内訳となっております。

5ページ目をお願いします。

こうした見守りネットワークの設置促進の取組の状況でございます。上段のボックス部、高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実を政策目標としておりまして、現在は地域協議会を設置している市区町村の都道府県内人口カバー率を50%以上にすることを目標にしております。

現状は、下段の図表7のとおりになりますけれども、47都道府県のうち19団体で、真ん中の緑色の線、50%の目標水準を超えております。

こうした見守りネットワークの設置、活動の促進に向けまして、ガイドブック・モデル事業・優良事例等の情報提供、連絡協議会の開催、見守りに協力いただける方々や団体の養成講座の開催、また、福祉との連携なども含めました地方の現場への働きかけ、交付金による支援など、様々な施策に取り組んでおります。

6ページ目をお願いします。

消費者ホットライン188番の運用・周知の状況でございます。御覧いただきましたような消費生活相談の最初の一步をお手伝いするという観点から、消費者庁では地域の身近な消費生活センターを案内する全国共通の電話番号であります消費者ホットライン、3桁番号の188番を整備して運用しております。

下段の図表8の左側、消費者ホットラインの認知度でございますけれども、グラフの青と水色が認知している割合を示しておりまして、一番下の70歳以上で4割程度となっております。

現行の高齢社会対策大綱の策定時点では、右側の図表で、調査方法は異なりますけれども、2割程度だったかと思っておりますので、まだまだ向上の余地はありますけれども、認知が進んできている状況かと思っております。

認知度の向上に向けては、PR動画の配信、広告配信、啓発資料の作成・配布等の取組も積極的に行っているところでございます。

7ページ目をお願いいたします。

これ以降の資料は、概略、ポイントを御説明できればと思います。7ページは御紹介しております見守りネットワークの仕組みでございます。上のボックス部にありますように、既存の福祉のネットワークなどに消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで、消費者被害の未然防止も含めて、より充実した高齢者等の安全・安心のための見守りサービスの提供が可能になります。こうした観点から設置・活動の促進に取り組ん



でおります。

8 ページ目は、設置団体の一覧になります。

9 ページ目でございますけれども、消費生活相談のサービスの共通基盤となりますDXの取組の概略でございます。相談内容が複雑化・多様化しているという状況もございます。また、相談員の担い手不足といった課題もある中で、消費生活相談のデジタル化によって共通基盤を整備することで、相談対応の質やサービスの向上、相談員の負担軽減、地域の機能維持などにつなげていくというものでございまして、こうしたことを通じて助けの必要な方へのより手厚い対応も可能にしていければと考え、こうした取組も進めているところでございます。

10ページもその概略資料でございます。

私からの説明は以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

次に、資料8について、警察庁運転免許課高齢運転者等支援室、中嶋室長より御説明をお願いいたします。

○中嶋室長 警察庁運転免許課高齢運転者等支援室の中嶋と申します。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

表紙をめくりまして、右下のページ番号1の資料を御覧ください。

高齢運転者対策の概要でございます。後ほどそれぞれについて個別に概要を説明申し上げますが、上の段に挙げておりますように、警察では高齢運転者の方々による交通事故を防止するため、主に高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査、サポートカー限定免許制度、運転免許証の自主返納といった対策を講じております。

下の段では、令和4年5月から制度が変わった、免許証の更新に伴う講習と検査の流れを示しております。70歳以上の方は免許証の更新時に高齢者講習を受けていただきます。75歳以上の方は高齢者講習に加え、認知機能検査を受けていただく必要がありますが、更に赤い点線で囲われた部分が令和4年5月から新たに加わったところでございますが、一定の違反歴がある場合には運転技能検査を受けていただき、更新期間満了までに合格しない場合は運転免許証の更新をしないこととされております。

次の資料を御覧ください。

高齢者講習についてです。先ほど申し上げましたとおり、対象となるのは70歳以上で免許証を更新しようとされる方となります。

内容としては、1つ目に、地域における交通の事故実態や安全運転の知識等に関する座学、2つ目に、検査器材を用いて行う動体視力や視野検査の結果に基づく指導、3つ目に、実際に自動車運転していただき交差点での右左折や信号通過などの課題を実施し、その結果に基づいて指導を行う実車指導となっております。

実車指導で行います課題は、後ほど説明申し上げます運転技能検査と同じ内容としておりますが、高齢者講習では合格・不合格を判定するものではなく、適切に履行できなかつ

た課題を重点的に指導することなどによりまして、御自身の運転技能の現状を客観的に自覚していただき、安全運転を継続できるよう支援することとしております。令和5年中は約350万人の方に受講していただいております。

次の資料を御覧ください。

続いて、認知機能検査についてです。認知機能検査につきましては、平成21年から75歳以上の方々を対象に免許証の更新時の受検が義務づけられ、平成29年からは更新時に限らず、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときに臨時の受検も義務づけられております。

検査の内容につきましては、資料の中ほどにお示ししておりますとおり、時間の見当識と手がかり再生の2つの項目について検査を行っております。検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合には医師の診断を受けることが義務づけられておりまして、医師から認知症と診断された場合は免許の取消し等の対象となります。令和5年中の受検者数は更新時に行う検査と臨時に行う検査を合わせて約270万人で、2.2%に当たる約6万人の方が認知症のおそれがあると判定をされてございます。

次の資料を御覧ください。

次に、運転技能検査についてです。冒頭申し上げましたとおり、一定の違反歴がある75歳以上の方々を対象に令和4年5月から新たに導入されたものでございます。

検査の内容についてですが、自動車教習所などのコース等で実際に自動車を運転していただき、一時停止や信号通過、段差乗り上げなどの課題を行っていただきます。結果の採点は100点満点からの減点方式で行い、第一種免許をお持ちの方の場合、合格基準は70点以上とされており、合格しないと免許証の更新ができない制度となっております。

なお、免許証の更新の可否に直結するものであり、当日の体調不良や過度の緊張といった要因で本来の技能を発揮できないことがあると考えられるため、繰り返しの受検が可能となっております。令和5年中の受検者数は約16万人でございまして、約9割の方が合格をされております。

次の資料を御覧ください。

続いて、サポートカー限定免許制度についてです。サポートカー限定免許とは、運転免許をお持ちの方御自身からの申請により、運転することができる車両を一定の安全運転サポート車、いわゆるサポートカーに限定する免許を付与するものであります。

先ほど説明申し上げた運転技能検査と同様、令和4年5月から導入されたものでありまして、運転に不安を覚える高齢運転者の方々などに対しまして、そのまま運転を続けるか、もしくは運転免許証を自主返納して運転をやめるかという、いわゆるオール・オア・ナッシングということではなくて、より安全な自動車に限定して運転を継続していただくという第3の中間的選択肢を提供するという趣旨で導入されたものでございます。

サポートカー限定免許の対象となる車両は、一番下の段に記載しておりますけれども、高齢運転者に特に推奨される先進安全技術を搭載した自動車であって、その性能について

公的な認定が行われているものとして、国土交通大臣による性能認定を受けているもの、または保安基準に適合しているものとされており。

次の資料を御覧ください。

運転免許証の自主返納等について御説明申し上げます。高齢の方を中心に、身体機能の低下などにより自主的に免許証を返納したいとの要望に応えるため、運転免許証の自主返納を受け付けております。あわせて、免許証を返納すると身分証明書がなくなってしまうといった懸念に応えるため、運転経歴証明書の交付も行っております。

また、自主返納後の生活を支援するため、警察としても地方自治体や関係団体と連携しつつ、免許証の自主返納しやすい環境の整備にも努めておりまして、自治体等においては例えばバスやタクシーの運賃の割引、交通系ICカードの交付などの取組が進められているところです。

更に、運転に不安を感じる方々からの相談を受け付けるため、全国の運転免許センター等に安全運転相談窓口を設置し、積極的に相談に応じております。特に、高齢運転者やその御家族等からの相談に対しては、加齢に伴う身体機能の低下には個人差があり、高齢者の運転能力にも個人差があることから、その方の状況に応じて安全運転の継続に必要な指導・助言を行ったり、自主返納者に対する各種支援策の教示を行ったりしているところでございます。

最後に、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故の状況についてでございます。運転免許保有者数の増加に伴いまして、件数そのものは増加傾向にございます。件数を申し上げますと、令和3年が346件、令和4年が379件、令和5年が384件となっております。他方、死亡事故を起こす確率で見た場合、75歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数でございますが、令和3年が5.7件、令和4年が5.7件、令和5年が5.3件と、やや減少傾向にございます。

もう少し長いスパンの10年前と比較しますと、令和25年の75歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は10.8件でございましたので、これと比較して51.3%の減少となっております。75歳未満の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が10年前と比較して約40%の減少となっていることと比べますと、75歳以上の減少幅が75歳未満の減少幅を上回っているという状況でございます。

これまで説明申し上げました各種対策が一定の効果を上げているものと認識しておりますので、引き続きこれらの対策を効果的に運用することにより、高齢運転者の方々による交通事故の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

警察庁から以上です。途中音声の不都合で時間を取らせてしまいまして申し訳ございませんでした。失礼いたします。

○柳川座長 どうもありがとうございました。

続いて、意見交換に入りたいと思います。

毎回お願いしていて恐縮ですけれども、できるだけ複数回御発言いただきたいというこ

とでお願いをしているわけですが、お一人最大3分程度をめどにお願いできればと思います。よろしく願いいたします。既に大分時間がたっておりますので、手短にできるだけお話しただければと思います。

途中退席される方もいらっしゃいますので、あらかじめ事務局からお伝えしている順番で御発言をお願いしたいと思います。

まず、澤岡構成員よりお願いいたします。

澤岡構成員、音声は届いておりますでしょうか。

それでは、澤岡構成員は後でまた発言をいただくとして、藤森構成員からお願いいたします。

○藤森構成員 藤森です。

御説明ありがとうございました。

私からは、4点申し上げていきたいと思います。

1点目ですが、先週、国立社会保障・人口問題研究所から、2020年の国勢調査を基準にした日本の世帯数の将来推計が発表されました。本日のテーマにも関連するものだと思います。それを見ますと、高齢期に一人暮らしになる方々が増えていくことが示されております。いわば、高齢期に一人暮らしになるというのは誰にでも起こり得るということではないかと思いました。

それから、一人暮らしの高齢者に占める未婚者の比率が高まることが示されていきました。特に、一人暮らしの高齢男性では、2020年に未婚者の比率は34%だったのが、2050年になると60%になっていくという推計でした。同じ一人暮らし高齢者でも、配偶者と死別された方と未婚の方では違いがあって、未婚の一人暮らし高齢者は、配偶者だけでなく子供もいないことが考えられます。老後を家族に頼ることが一層難しくなっていくように思います。

しかし、これは未婚がいけないとか、一人暮らしはいけないとかいうことではなく、社会が成熟化していけば、多様な生き方、多様なライフスタイルが起こるのは当然なのだろうと思っています。

むしろ、日本ではこれまで「家族依存型福祉国家」と言われて、公的支援の前にできる限り家族の力で様々な生活上のリスクに対応することが行われてきました。しかし家族の形が変わる中で、これまで家族が担っていた役割を社会としてどのように支えていくのかという点が大切になってきているのだろうと思います。これが1点目です。

2点目として、先ほど「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の話が出されておりました。単に住まいを確保するだけでなく、居住後の見守りや生活支援を充実させていく視点はとても大切だと思います。

「住宅確保要配慮者」の中には、単身高齢者もいれば、障害をお持ちの方もいらっしゃれば、外国人の方、DV被害者等々、多様な方々がいらっしゃいます。しかし、共通項を探るとすれば、それは孤立ではないかという印象を持っております。

その中で、先ほど大月先生もおっしゃっていましたが、「住まい方」に困っている方は必ずしも低所得者に限った話ではなくて、持ち家所有の中堅所得層の住まいの相談支援が空白になっていることは重要な御指摘だと思いました。

「住まい方」をどの範囲で捉えるかにもよるのですが、例えば、身寄りのない高齢者は、高齢期になって病院の同行など日常生活支援が必要になったり、あるいは死亡後の家をどうするのか、家財処分をどうするのかというようなお話、それから、介護施設や病院に入る際に身元保証人がいないという課題もあります。本来は身元保証人がいないからといって、病院や介護施設は入院や入所を拒んではいけないことが通知として厚労省から出されているのですが、実態としては、保証人が求められています。この身元保証人をどうするのか。これは低所得者だけではない課題だと思っています。

一方で、これも先ほど大月先生からお話があったとおり、中高所得者の方々はお金によって解決していける部分もあります。今、「身元保証団体」と呼ばれる身元保証をビジネスとして行う民間事業者が増えています。身元保証団体では、身元保証だけではなく、お金さえ払えば、死後対応、日常生活支援もやってくれるところが多いです。使い勝手はいいのですが、契約通りに対応しているかなどについて信頼性の担保が乏しいという課題や、料金が高額な場合が多いこと、それから判断能力があるとはいえ契約内容が複雑ですので、高齢者がどれだけ理解して契約をしているのかという問題が生じているように聞いています。

その点、大月先生のスライド6に示されておりました、中堅所得層を主な対象とする住まい方の相談のプラットフォームはとても大切なところだと思いました。

3点目ですけれども、財政的な支援になります。プラットフォームをつくったときに、中間組織がコーディネート機能を担っていくのではないかと思います。地域の様々な団体で「支援のネットワーク」を築いて、例えば死後対応まで担っていくとすれば、長期に高齢者の方とつながっていくことが考えられます。

こうした組織が持続可能性をもって運営できるようにしていくためには、財政的に支えることも考えていく必要があると思っています。現在、支援団体では持ち出しでやっているところも少なくないと聞いておりますので、この辺のことも考えていかなければいけないというのが3点目です。

最後、4点目が居場所です。公的制度だけで対応していくというのではなくて、インフォーマルな関係性もつくって対応できるようにしていくことは重要だと思います。先ほど「居場所は居合わせる場所」というお話をいただきました。これもとても重要だと思います。

高齢化率の高い都内の大規模団地で、孤独死を防ぐために相談支援機関という看板を掲げたのですが、誰も来なかったそうです。しかし、そこにカフェを併設したら多く人が集い、様々な情報が集まって、人と人がつながることによってそこから地域づくりに発展していきました。こうした居場所づくりというのはとても重要になると思いました。

以上の4点です。

○柳川座長 ありがとうございます。

澤岡構成員、聞こえていますでしょうか。お願いします。

○澤岡構成員 ありがとうございます。

今、藤森構成員もおっしゃっていたのですが、居場所の問題は全てに共通していることではないかなと、今日の皆様の御報告を伺っていて感じました。

例えば、消費生活相談についても、住宅のプラットフォームをつくる際に関しても、大月先生のお話にありました小さなきっかけ、知らない人に相談するというのはハードルが高かったり、それから見守りというの、よく地域で聞きますのが、知らない人に見守られるって単に監視されているようにしか思えないよねというところで、どう緩やかにつながりの輪を広げていくか、なじみの場、誰かがいる場をつくり上げていくかというのが、消費生活にたどり着くためにも、住宅の相談に行くにしても、全てに共通してくるところなのかなと感じました。

先ほど藤森構成員、大月先生もおっしゃっていた居場所というのが1つのキーワード。これは居合わせる場所でもありますが、居合わせる場所に行くためには、居る理由、さっきのコーヒーを飲みに行くというところで居る理由があるから居場所だよねというお話もよく聞こえてきます。

居る理由があるというところの「居る」って、コーヒーを飲むのも一つなのですが、そこに行くとなんか誰さんがいておしゃべりができるよねというなじんだ関係性を、どこに種をまき、それをつないでいくかというのがすごく重要になってくるのかなと改めて思いました。

その中で、2点だけ提案というか、お話をさせていただこうと思います。

さっき、発災時に平時から個別の避難計画をつくっておくというお話が出てきましたが、個に対して就労の支援とか介護保険の支援、計画を立てておくというのはすごく重要だと思うのですが、日常生活の中で居る理由のある場所にどうつながりを持ち続けるか、なじみの場とか誰かがいる場をいかに盛り込んでおけるかというところで、ちょっと広げてしまうとコミュニティーをいかに維持できるかというお話になってしまうのですけれども、なかなかそこまでは難しいにしても、個を中心にしたときに、その人にとってなじみの場とかなじんだ関係性を、直接集まるのが難しくても、いかに維持していけるかというのは、個別の避難計画の中に最初から盛り込んでおく必要があるのかなというのが1点目になります。

もう一つ、2点目、居場所の話で、地域の中でもいろいろな方が個人の単位、公的な単位でつくろうとされているのですが、この中ですごくいろいろな方から聞こえてくる壁が、近くにすてきな空き家があるのよ、何とかさんが住んでいた、あそこね、広場もあるし、駐車場もあるし、使いたいんだけどというところでエクスキューズがついて、いろいろな法的な制約が出てくる。住むわけではない、1週間に2～3日使わせてもらいたい、一時的に集える場として使うことも、そこに法律がいろいろなことを邪魔してしまって、集

う場が地域の中に増えていかないと考えていくと、これから公民館とか集う場を増やしていくというよりは、いかに今あるものを使い続けるかというお話になってくる中、空き家をいかに利活用できるかというところで、住まうのではなくて、地域の集う拠点として使えることを国を挙げて支援をする法制度とか仕組みづくりをしていくことも重要なのかなという改めて感じました。ありがとうございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、御手洗構成員、お願いいたします。

○御手洗構成員 よろしくお願いいたします。

私からは、国交省の住宅局さんに空き家について、内閣府の防災担当の方に避難について、警察庁の方に高齢者の運転について、お伺いというか、お話ができたと思います。

まず、国交省住宅局様に対してですけれども、プレゼンをどうもありがとうございました。おっしゃるとおり、空き家は急激に増えていきますので、全てに補助金をつけてどうにか対処していくということでは到底持続可能ではないと思いますので、できる限り流動性を高めて、市場原理で解決できるところは解決していくという方針を取るしかないのかなと思っております。

地方においては、家を取り壊すのは、大きさにもよりますけれども、200~300万円はかかるので、安くてもいいから手放したい高齢の方と、安価に戸建てを買ってリノベして新しく事業をしたり、ファミリーで住みたいという若者はいるので、価格さえ低く設定することができるようになれば恐らく需給はマッチしていくと思うのですけれども、ここで、先ほどのプレゼンの中ではなかった切り口でいうと、2点法制度上の規制でのボトルネックがあるのかなと思っています。1点は仲介手数料上限で、もう一点は再建築許可基準です。

仲介手数料のほうは、昭和45年の告示で、400万円以下の物件だと4%、200万以下の物件だと5%が上限になっていますので、例えば200万円以下の物件だと仲介しても10万円しか不動産屋さんに入らない。一方で、空き家の仲介は確認事項が多くて面倒なので、不動産さんが扱いたがらない。なので、高齢者の方に、うちのこの物件をどうにかしたいのだけだと相談されても、受けたくないから、こんなのを買いたい人はいないですよと断ってしまうとか、そういうことで mismatch が起こりやすいかなと思っています。

平成29年の告示で緩和されて、18万円まで受け取れるようになっているのは承知しているところですが、これは売主からしか受け取れないとか、それもマックスで18万円だとちょっと使い勝手が悪いところがあるかなと思いますので、空き家とか空き家予備軍の物件に関して仲介手数料を自由化していくことも必要かなと思います。高齢の人が、たとえば、売値は安くてもいいから、買い手を見つけてくれたら100万円出すよ、みたいなことを不動産屋に依頼できるようになるということですね、そういう緩和まで考えてもいいのかなと思います。

もう一つ、市場が流動化しない要因に再建築許可基準があります。幅4メートル以上の

道路に2メートル以上接道しなければいけない。これは昭和25年に設定されていて、恐らく当時の消防技術をベースにしているのだと思うのですが、現在の消防技術ではもっと接道が狭いとか、もうちょっと厳しい条件でも防災は担保できるのではないかと。

先ほどのお話で、空家等活用促進地域ではこれを緩和することもできるとありましたが、こういったことは、例外と通常処理を逆転させるようなことをしていかないと、恐らく進展しないのではないかと思います。むしろ基本的に再建築許可基準の接道要件は現代の技術に合わせて緩和してしまっていて、その上で市街化調整区域については除外する、みたいな方向での検討が要るかなと思いました。

内閣府の防災担当の方に、避難計画を立てられるというのはすばらしいと思うのですが、東日本大震災では地震から津波が30分でしたが、南海トラフでは5分と予想されていますし、能登では1分と予想されていたので、現実的に高齢者の方とか体が不自由な方が長距離を避難するのが困難になるというシチュエーションもあるかと思います。

病院とか高齢者施設など自力避難が困難な方が集中しているような施設については、職員の方の安全性を考える意味でも、災害危険区域に建てないようにする。土砂災害とか浸水被害想定地域に建てないような誘導をすることも政策的に必要ではないかなと思いました。

また、避難した後、避難所で高齢の方で体が弱い方だと、寒い季節は寒さで、暑い季節は暑さや衛生管理で亡くなってしまうみたいなこともあるかと思いますので、東日本大震災や能登の経験を基に避難所運営のガイドラインや備蓄の内容についても見直しがあるといいのかなと思いました。

それから、警察庁さんにです。サポカー限定はいい制度だなと思ったのですが、自分の免許を持って行って、これをサポカー限定にしてくださいと自分で言う人がそんなにいるのかなと思っていて、これはむしろ認知機能検査と連動させるべきではないかなと思いました。

認知機能検査に関しては、先ほど内容を見たところ非常に簡易的なのと、基本的には違反をしない限りは免許更新に準じているので3年に1度の検査ということかだと思います。内容、頻度ともに実効性が十分にあるのかについて、認知機能の専門家の方にも伺いながら見直したほうがいいのではないかなと思いました。

最後、先ほど一種免許のお話だったかと思いますが、人を乗せる二種免許、タクシーとかバスのドライバーさんについてはどうなっているのか。ここは、一種免許よりもある意味厳重に見たほうがいいかなと思いますので、こちらも御検討いただけたらと思います。

長くなってすみません。以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、猪熊構成員、お願いいたします。

○猪熊構成員 ありがとうございます。猪熊です。よろしく申し上げます。



今回、御発表の省庁の皆様、ありがとうございました。大月構成員もありがとうございました。資料を興味深く拝見しました。大月構成員の資料を見て、住宅の包括性というところからは、住宅の公共性ということをもっと考えないといけないかなと思いましたし、家があると福祉の対象にならないという言葉や、ほったらかし戸建て、ほったらかしアパートという言葉も、非常に印象深く拝見しました。

藤森構成員もおっしゃっていたのですけれども、先日出ました国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計を見て、やはり世帯の単独化、単身化が加速していると改めて感じました。1世帯当たりを構成する人数が2033年、あと10年ぐらいで平均1.99人、初めて2人を下回るということで、家族が縮んでいきます。そうした世帯構造に対応した対策を考えないといけないと思っています。

それで、1点申し上げたいのですけれども、国交省さんが住宅セーフティネット制度の資料を出されております。これを見ますと、居住支援のところで、住宅施策と福祉施策の緊密な連携、住宅と福祉をつなぐということが、あちこちに書かれております。それ自体は非常に重要なことだと思っています。ただ、もし、既に入っていればそれでいいのですけれども、ここに医療も入れてはどうかと思います。住宅確保要配慮者には高齢者が含まれていて、高齢者は介護・福祉サービスとともに医療を必要とする人も多くいます。また、在宅医療を実践している医療側ができることも大きいと感じます。

具体的に申しますと、例えば佐賀県にある織田病院というところなのですけれども、退院後、家に帰った患者が安心して長く在宅でいられるように、ICTやAIを活用して見守りをしています。テレビ電話で会話したり、センサーを使って心拍数の異常が認められたら連絡して訪問したりして、重篤化する前の見守りや安否確認をしているということです。

千葉県の松戸市医師会では、医療機関の受診や介護福祉サービスの利用を拒否するような人や、認知機能の障害が疑われてごみ屋敷状態になっている人などに、医師のアウトリーチ、訪問支援を行っているそうです。医師が一度行くと、アルコール依存症とか、認知症とか、統合失調症とか、大まかな見立てがついて、どの専門機関、どの福祉施策につながればよいかかなり有効に判断できるといいます。

また、実際にそうした人に会ってみると、福祉関係者や行政関係者がそれまで何度もアクセスしようと思っても駄目だったのが、拍子抜けするほど話ができるそうです。医療の利用拒否、福祉サービスの利用を拒否していた人も、痛みの不安を持っていたり、困り事があったりするため、医師と話をし、そこをきっかけに支援が進むという話を聞きました。

更に、医療を核とした地域づくりやまちづくりを実践している医療者もおります。医療との連携も、もしあまり意識されていないようであれば、一つの検討材料かと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、駒村構成員、お願いいたします。

○駒村構成員 ありがとうございます。

各省庁の取組は理解できました。

これから発言申し上げるのは、3つのポイントから整理しております。まず、75歳以上の方がこれから増えるという点が共通問題。それから、加齢に伴う認知機能の低下は避け難い。このため、曖昧で多様な問題が増えてくる。3つ目には、今日もお話がありましたように、個別の行政のフィールドで考えるのではなくて、住宅、防災、消費、移動、こういった問題と、それらが全部福祉と必ず関わってくるのだというわけで、住福連携、消福連携と言われるものがますます重要になってきて、多様な主体でこれを構成する必要があるのですけれども、その際に個人情報保護の問題が情報共有に制約を与えているのではないかと。ささやかな、少し抑えた、おせっかいができるような条件整備をしておく必要があるのではないかとという問題意識を持ちました。

その上で4点、資料に基づいてコメントしたいと思います。まず1番目は資料1の5ページ目の項目20、交通事故の件数ですが、一度、達成されたが今は目標達成されていない。その原因は、80歳以上人口が増えていることがあると思いますので、これは達成されているか、達成されていないかは分からない。そう考えると、これは80歳以上の免許を保有している人に対する割合、率で見るとはいいかなと思います。

もう一つは、交通事故においては、80歳以上の歩行者による事故が増えているのではないかと思います。いわゆる乱横断と言われている問題であります。これは認知機能の低下とも関わるとされていますので、こういったものも本当は数値目標に入れておくべきではないか。歩行者事故の問題です。

それから、交通政策に関わる資料8でありますけれども、運転免許を様々工夫されているということは分かりましたが、認知機能が低下した場合の運転手の事故のパターンはある程度研究で分かっていますので、75歳以上のドライバー、あるいは70歳以上のドライバーに負荷がかからないような交通標識の作り方、配慮、あるいは文字の大きさもこの分野のファクトに基づいて見直していくべき必要があるのではないかなと思います。

3つ目は、資料の5ページの項目19ですが、これは特殊詐欺の認知件数が減ることが本当に正しいのかどうかというとやや疑問です。というのも、認知機能が低下している場合は自分が被害者になっていることを自分が意識できない。この点は、消費者庁の資料でも指摘されていました。本当は、詐欺が発生しているのに、認知されていないだけの可能性もありますので、認知件数が減ることが必ずしもいいことかどうかはやや疑問があります。

それから、消費者安全確保地域協議会の普及がなかなかという21番目でありますけれども、これは資料7の7ページにあるように、安全確保協議会は情報共有において個人情報保護の適用外の部分がありまして、非常に有効な仕組みがあつて、ほかの協議会では対応できない部分があると思いますので、これは非常に大事な部分だと思いますので、消費者庁はこの辺も強調していただいて、より普及を広めていただきたいと思います。

4番目は、住居と防災に関わる話であります。大月先生の話にもありましたように、全体としてはますます住宅政策と福祉政策の連携プラットフォームが重要になってくるわけですけれども、この際、多様な主体間の個人情報共有の問題は考えなくてもいいのか、問題になっていないのか。同様に、防災においても同じような問題が起きているのではないかということなので、連携をしていく中において、個人情報保護の問題の大事な部分と、それから考え直さなければいけない部分を少し議論する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、檜山構成員、お願いいたします。

○檜山構成員

私からは、より詳しくお伺いしたいことが3点ございます。

まず、大月先生からの御紹介の中で「ぶんじ寮プロジェクト」は非常に面白いと思いました。こういった場が地域の中に1つ生まれると、その中で様々な行政の担当課が取り組む対象となる情報がこの1か所においてたくさん発生する。そのような情報が得られるということで、縦割り化された担当課が集まり、結果として行政の縦割りを超えていく価値が生まれるような状態になっていくといいなと思います。

ぶんじ寮のような場が特にどういった条件で地域の中で誕生していくのか、そこには例えば大学の研究室の働きかけがあるのか、行政の中のどのような制度や政策が活用されていくのか、どのような制度や政策があればこういう空間を地域の中にたくさん広げていったり、育てていったり、更には取り組める機能を拡張していくことができるようになっていくのかということをお伺いできたらと思います。

2つ目は、消費者庁のほうにお伺いしたいところで、資料の3ページの認知機能の低下の影響があるかないかということも含めて、様々な被害等の金額が出ているのですけれども、高齢者の方がこういった被害とか事故が発生するような接点が日常の中のどういうところで発生しているのかという情報がございましたら出していただけたらと思います。

そういう接点を起きにくくするための政策とか仕組みづくりを考えることで、より具体的に高齢者を守っていく政策が打ち出せていくようになるのではないかと。特に、対面で起きているのか、インターネットのメールなのか、ソーシャルメディアなのか、ホームページへのアクセスなのかといったことが分かれば、政策としてどこをどう取り組んでいけばいいのか見えてくると思います。

特に、近年ではソーシャルメディアの中で追跡型の広告が個人に合わせてどんどん出てくるところがあります。野放し状態で様々な広告が出てくることが問題となっている。AIを使ってフィルタリングをする技術の開発と、法規制を設ける等の対応が考えられる。

最後は、警察庁のサポートカーの取組は非常に興味深いと思いますが、適用するには新型車に買い換えないといけないのでしょうか。新車を買うという負担もあると思いますし、

車というのはその人の歴史と密接に関わっているところがある。後付けでサポート機能を使い慣れている、愛着のある車に対して装着できるようにしていくことは、この政策に含まれているのか教えてください。車が急に新しくなってしまうと操作系ががらりと変わって、すぐには運転できないと思われる方も非常に多いのではないかと思います。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、飯島構成員、お願いいたします。

○飯島構成員 飯島です。お願いいたします。

まず、災害対策のところですけれども、避難行動要支援者名簿を作成したり、個別避難計画の策定、そこにむらがあるわけですが、それを都道府県が伴走する。それはいいのですが、同時に、それがいかに機能するのか、どのような多様な構成メンバーがシミュレーションしてそれが構築されているのかということところが重要ななと思います。

先ほど福祉の部分も必要というコメントをいただいて、まさにそうだと思いますが、我々、地域包括ケア、特に在宅療養というところをやっている医療・介護メンバーの間では、災害時におけるBCP、Business Continuity Planという、ビジネス界でよく使われている事業継続計画というものを特に災害時の医療・福祉というところに当てはめているものなのですが、事前・事後という両面から対策を立てておいて、非常事態でも迷わずに的確にできるようにということを配慮していただくといいかなと思います。

特に、阪神・淡路大震災もしかり、東日本大震災もしかり、今回の能登半島地震もそうですけれども、災害における医療・福祉の視点から見ますと、普段からの地域包括ケアの視点をどれだけ底上げできているのかということところが、いざという急場の状況になると大きく問われるというのは肌感覚として明らかに分かっていると思います。

もう一つは、災害関連死はよく言われていますけれども、もっと慢性期になってくると、生活不活発による虚弱化、いわゆるフレイル化が大きな課題かなと思いますので、そこら辺の視点は重要ななと思います。

もう一点は、高齢者の自動車運転の話ですけれども、実は日本老年学会（この学会は、老年の名前が付く7つの学会の合同の学会であり、私飯島は幹部の一人です）が今日まさにこの会議が終わった直後に「高齢者の自動車運転に関する報告書」をプレスリリースいたします。これは学際的なワーキングメンバーを組みまして、高齢者運転に関して、改めて医学的視点、社会的視点、そして日本自動車協会様、警察庁様、自動車教習所協会連合会様にも執筆いただいて、多くの分野の方々みんなで作成したものです。おそらく、新しいメッセージが数多く盛り込まれているのではないかと思いますので、御興味のある方は是非とも御参照いただければ幸いです。

この「高齢者の自動車運転に関する報告書」は、偶然にも今日プレスリリースでしたので、全てを本日お示しすることはできませんが、まだ安全に運転が可能な、しかも運転が必要な生活環境の方が何の準備もせずには運転が中止になってしまうと、生活がレベルダウンする可能性が高いということ。

自主返納をするにしても、自動車のない生活を体験して、問題が生じるかどうかを検討して、準備段階をちゃんとやってから返納に入っていくとか、そこら辺のきめ細やかな底上げシステムの構築が必要かなと思います。あとは、運転の中止によって生活が狭まることで刺激がなくなって、更に要介護状態や認知症に向かってしまうというリスクがよく言われておりますので、そこら辺は先ほど来お話がある代行手段の検討の底上げですね。

更に追加として、これは当たり前の話なのですが、やはり年齢差別的になってしまわないようにということもありますし、一律的な免許返納の考え方は基本的には科学的根拠がないということも我々の報告書では述べております。

最後は、「居場所」の重要性というものは、総論としてみんな異論がないと思いますし、空き家の利活用というのもみんな異論がないと思うのですが、なかなか具体的なアクションに移りにくいところがあるのかなというところですよ。そこら辺は、先ほどいろいろな構成員の方からもコメントがありました。既存の制度の障壁みたいのものがあるのか、そこをどう取っ払ってやっていくのか、そこら辺を複合的に考える必要あるかなと思いました。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、若宮構成員、お願いいたします。

○若宮構成員 若宮でございます。

私が一番強調したいのは何かというときのために、緊急事態対策だけは分かりやすくしておいていただきたいのです。よく高齢者向けの何かをお役所からいただくと、家族とか警察に相談しなさいと書いてあるのですけれども、それができないときにどうするかというのが一番心配なのです。

それから、災害情報なんかもそうですけれども、耳の聞こえない人とか目のよく見えない人とかいろいろな方がおられるわけですけれども、いろいろな形で、例えば音声とか、振動とか、ぴかぴか光るものとか、そういうのも考えていただければと思っています。

それから、避難のときにスマートフォンを持っていきなさいということも、特に位置情報が有効になっていないと、せっかくスマートフォンを持って出てもらってもどこにいるのかわからないという問題も起きてしまうものですから、災害時対策というのをすごく一生懸命やっていただければと思います。

あと、緊急時というのもいろいろあって、例えばバリアフリー対策なんかの緊急時なんかもあるんですね。よく警察に、110番ではないのですけれども、#9110へかけても、目の前におじさんが一番怖いんだということが分かってもらえないので非常に大変なのです。私も最近似たような事故に遭遇したのですけれども、怪しい人が目の前にいるということをどうやって分かってもらうのが大変だったのです。それから、目の前にいないにしても、そういうことをどうやって誰に伝えるかということもすごく難しかったということが感じられました。

ということで、ふだんのことは相談できるのですけれども、相談できない緊急時には、例えばスマートフォンを持っている人だったら、iPhoneだったらここを3回押すと何とかが出てくるとか、そういうのが分かると、それだけでも随分違うのではないかと思います。

それが一つとして、あと交通機関の場合です。高齢者ゆえの問題もありまして、今お話を伺って、いろいろ高齢者について御配慮いただいているのですけれども、逆に高齢者だからうまくやれないということが結構あるのですね。見えない、聞こえない。例えば、「運転を見合わせております」というのも聞こえてこないようなこともあります。だから、スマホ上で音声を集音して文字化して読めるようなアプリを開発するというようなことなどがあると思います。

それから、この頃、高齢の人と若い人の背の高さが物すごく違うものですから、私たちは背が小さいのでつり革につかまるのが大変なのです。そういうときに、こういう物を持って歩きなさいというものもあるのですけれども、そういうようなことが肝心の高齢者に伝わっていないのです。

それから、自宅でのさっきのことなのですけれども、怪しい人が来たらどうするか。怪しい人が来たのだけれども、それを警察に目の前に怪しい人がいるということが言えないときにどうするかとか、いろいろあります。

それから、小さなことなのですけれども、今年は猛暑だと言われているのですが、ペットボトルの蓋が開かないという高齢者が結構おられて、私なんかは輪ゴムを蓋に巻き付けると抵抗で開けられるのですけれども、そういうような問題も起きています。

そういうことでいろいろあるのですけれども、さっきのお話にあった居場所づくりはすごくありがたいことだと思うのです。今、戸建ての家に住んでいる人の話が多かったのですけれども、集合住宅に住んでいてもそうなのですが、人と人とのコミュニケーションがふだんからできていないと、いざというときに助けてもらうのも、何階の誰々さんかも分からないようでもいけないですから、人と人とのコミュニケーションをやれば、かなり助けてもらえることが多いのではないかと思います。

ですから、マンションでなくても、町にそういう高齢者とかいろいろな人のさっきのお話にあった居場所がすごく大事だと思うのです。特に今年は猛暑だと言われているのですけれども、生活保護や何かですと冷房代がかかり過ぎることですから、そういうところに行けば自宅の冷房を使わなくても済むのではないかと思います。

今、お話の中に出てきたのは割と戸建ての家だったのですけれども、今は集合住宅がすごく増えていまして、これからどんどん高齢者も集合住宅に入ってくるのですけれども、そういうところでの対応・対処についてもまた御検討いただければと思います。

私も70歳のときに戸建ての家から集合住宅に転居しまして、やはり高齢の人は集合住宅のほうがいいのではないかと思います。体験しました。

以上です。ありがとうございました。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、権丈構成員、お願いいたします。

○権丈構成員 日頃、医療・介護・年金の世界にいる者からしますと、住宅政策の充実とかまちづくりは心より推進してもらいたい話になります。

2013年の社会保障制度改革国民会議では、「ヘルスケアをベースとしたコンパクトシティ」づくりを言って、その財源としてヘルスケアREITを提案したりしていました。そして、2015年には杉並区の住人が、年金は低い、家賃が月4万円もかかって生活が苦しいと言って、新幹線で焼身自殺テロを起こしていました。

セーフティネットとしての住宅が生活保障機能を高めてくれますと、今の医療・介護と関係する地域包括ケア機能の底上げをしてくれることになりすし、そこにプライマリケアという彼らによる社会的処方加われば、猪熊さんが言っていたことと重なりますが、住宅全体のセーフティネットの機能も高まって、地域の共生社会のレベルも上がっていく。飯島先生もおっしゃっていたところです。ここは医療というところをもう少し期待していると思います。

同時に、年金の給付の十分性も、セーフティネットとしての住宅が生活保障機能を高めてくれると高まるのですね。逆に言いますと、今、一定規模の財源があるとすると、それを診療報酬とか介護報酬に上乘せしたり、基礎年金の上に薄く広く上積みするよりも、独居高齢者とか生活困窮者のための住宅政策に集中的に使ったほうが政策効果は高いわけです。ところが、待てど暮らせど、これら社会保障を補完する力のある住宅政策は動かない。そうしたこともあって、一昨年12月の全世代型社会保障構築会議で住宅政策を社会保障政策の中に位置づけて、住宅政策の優先順位を政策アジェンダの中で高くしたわけですね。

しかし、あの会議に関係している社会保障の関係者は財源がないと政策は動かないと分かっている人たちですから、あの会議では社会保障に住宅政策を組み込むとしても、独居高齢者、生活困窮者を対象とした政策としてしか書き込んではいません。

どうして住宅政策が動かないのか。それは、まず論者たちがある政策を展開するために幾らの財源をどのようにして確保するかという話とセットにして議論しないからではないかと長く思っています。子育ても今までそうでした。財源の話抜きにしては、幾らシンポジウムとか会議を開いてそこで大いに盛り上がっても政策は動きません。

例えば、皆さん御存じの山崎史郎さんは2017年の『人口減少と社会保障』の中で、私が子育て支援の財源として考えていた年金・医療・介護などの社会保険が連帯して子育て支援に拠出するという連帯基金の考え方を地域セーフティネットの考え方にも通ずる面があるとして、住まい確保の地域セーフティネットの中核を担うことを考慮して、住宅政策への支援に連帯基金から財源を拠出するという案を出していました。

地域セーフティネットにまで今議論されている支援金制度を使うというのは論理に無理があつて、これはもう侃々諤々の議論が出てくると思うのですけれども、とにかく財源を取りにいかないと政策は動かない。住宅問題に限ることなく、全体の報告書の中では「財

源確保策も含め速やかに検討を進める」くらいは書いてもらいたい。この言葉そのものは、令和2年の年金改革の附帯決議の文章としてあります。

ほかにも政策が動かない理由は考えられるわけです。例えば、今後、公的財源は多くを求めることができないことを前提として、民間、これは市場ですけれども、市場を利用するという住宅セーフティネット法があります。しかし、なかなかうまく機能しない。それは当然のところがあるわけですが、市場を用いて福祉を実現しようとしているところに最大の難関があるわけで、ここは工夫をしていかなければいけないわけですね。

今日の国交省の資料3の3ページの右にある、大家等による高齢者への入居制限の理由にある居室内での死亡事故等に対する不安というのがありますが、この大家というところは市場と置き換えてもいいですね。市場はこれを不安視するし、収益性が上がらないものは対象にしません。

高齢者であれば居室内で死亡することはかなり高い確率で起こるわけですから、そうしたリスクに対して補助金を一時金として大家さんあるいは市場に渡しても、彼らの行動は変わらないです。考えられる方策は保険をつくることでしょうかね。

それで、先ほども藤森さんからお話がありましたが、高齢者になったときに所得が低いから住宅がないというわけではなくて、ほかの問題があるということもあるので、その保険の財源は大家さんと自治体の折半で負担して、ある分、家賃に上乘せされることもあっていいということも考えられるわけですが、こういう課題の経済的特徴と解決策との関係が何かちぐはぐなわけですね。

空き家についてもそうです。2013年の国民会議報告書では、「中低所得層の高齢者が地域において安心して暮らせるようにするため、空き家等の有効活用により新たな住まいの確保を図ることも重要である」と書いてあるのに、10年以上たっても一向に進まず、それ以前に、空き家に関して改修が必要なのか、幾らで貸せるかなどの具体的な調査もほとんど進んでいない。

今回は、特定空家の除却を促す政策は展開されているわけですが、これはあまり我々社会保障の関係者は関係ない。大切なのは、医療・介護・年金、子育てなどの社会保障政策と補完的な関係を持つ空き家の有効活用への展開なのですね。

そもそも自治体に空き家を有効活用しようとするインセンティブが制度的に組み込まれているのか。更に言えば、空き家の有効活用というのは、政策選択肢として本当に実行可能性を持つのかというようなところから私は考えたほうがいいと思います。

今は、ちょうど住宅政策とか住まいの問題というのは、昔の地域包括ケアのようなところがあって、地域のスーパーマン頼りのところがあるわけですね。制度化されていない。だから、根本的なところから考えていかないと、外堀の周りをぐるぐる回るだけの百年河清を俟つ議論がこれからも続けられていって、問題はそのまま放置されて、それと関係していく人たちの被害は累積していくという状態が続いていくように思いますので、根本的なところから考え直してもらおうと同時に、我々は社会保障の関係から住宅政策、住まい、ま



ちづくりというのを期待していいのかどうかに早く結論を出してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○柳川座長 ありがとうございます。

既に予定している時間を超過しているのですけれども、まだ御質問、御発言をいただいでいませので、もう少しだけお時間、御容赦いただければと思います。

大空構成員、お願いいたします。

○大空構成員 なるべく簡潔に申し上げます。

まず、いわゆる身寄りなし問題の最大の壁の一つは、恐らく保証人の壁だと思うのですね。保証人の壁を突破するためには、保証人制度そのものをなくすか、機関保証を充実するかの恐らく二択だと。

機関保証を充実していったときに、今、現場の課題として聞こえてくるのは、例えばおたくのNPOが居住支援法人に指定されているけれども、あなたのところはあまりにもリスクの高い支援ケースが多過ぎるから、おたくには貸せませんみたいなケースも出てきている。居住支援法人支援もこれから必要になってくるのだらうと思います。これはお金を出せという話ではなくて、やはり行政の通達文書一つでも大きく変わる部分があると思います。

それから、保証会社にしても不動産会社と資本関係があるところが非常に多い。不動産会社のグループ会社が保証会社をやっていたりするわけですよ。そこが一体化していて、極めて高額な保証料を高齢というだけで請求している。倍額みたいなところもあるわけで、こういった問題も当然取り上げていく必要がある。

そうなってくると、保証人をなくすというのは一つ有効だらうと思います。公営住宅は、民法を改正して国としては保証人をなくしていくという前提であるにもかかわらず、自治体は保証人規定を残しているところはたくさんあります。まだ数万戸単位で何があっても免除しないみたいなのところもあるわけで、こういったところは国のリーダーシップで変えていける部分だらうと思います。

就職とか、進学とか、奨学金を借りるにも保証人が要りますから、いわゆる保証人ビジネスみたいなのところをどうやって捉えていくかというのも今回の延長線上にあると思います。

それから、居場所の話が出てきまして、多世代の交流みたいなのところもよく話としては聞こえてくるのですけれども、あえて乱暴な言葉を申し上げると、若者は別に高齢者のサポートをする道具ではありませんから、ちゃんとパブリックコミュニケーションを考えないと、例えば都営住宅は単身の若者世帯は入れなかった、これを規制緩和したときにどういう条件をつけたかということ、社会活動に参加することを条件に入居を認めるとしたわけです。これは経済的徴兵みたいな話で、高齢者のお手伝いをさせるから入居させてあげますよみたいなことを制度としてやってしまっているわけです。

もちろん自発的に高齢者の方のサポートをしたいという若者が増えるのが理想ですけれ

ども、地域に若者がいるよね、困っている高齢者がいるよね、若者は動けるね、可処分時間もあるね、取りあえず場所をつくって、そこに来てもらいましょうと。きれいな話なのですけれども、それをやっていくときにちゃんと哲学を持ってやりましょうと。若者が何で自発的にそこに参加をしていくのか、インセンティブをどうやってつくっていくのか、これはやはり議論としては乗せていかなければならない話なのだと思います。

そして、居場所は、その人が居場所かどうかを感じるということが恐らく居場所の唯一の定義だろうと思いますので、それは宗教もそうでしょうし、オンラインのゲームなんかをやっている高齢者の方も最近増えてきているのですけれども、そういったところも居場所になり得る。行政とか我々支援者側が何となく居場所と考える箱物をつくっていただけではない、もう少し幅広く捉えていくということも概念としては整理をしていただくといかなと思います。

最後、企業との接続。日本の特に中高年の男性は、『世界一孤独な日本のオジサン』という本があるぐらいなのですけれども、企業戦士として戦ってきて、急に定年退職をした後に全く縁がなくなる。その後から居場所に接続をしても意味がないわけで、やはり企業、職域との連携で社会福祉と高齢者の居場所も考えていく。企業の研修かもしれませんけれども、そういった観点からも議論していく必要があると思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

大月先生は、御質問のお答えとも併せてコメントがあれば、よろしくお願いします。

○大月構成員 御質問いただいたと思っているのは、駒村先生から、相談のときの個人情報だと思うのですけれども、これは非常に重要な問題で、個人情報保護法を今のまま使っていくと現場で運用できなくなってしまう問題がどの場面でも起こっていますので、これは早急に対策が必要なのではないのかなと思っています。

檜山先生から、ぶんじ寮みたいなのはどうやってできるかということですが、これは今後の研究課題なのですけれども、地元にもそもそもこんな居場所があったらこういうことをやりたいというチームの人々が既にいらっしゃって、その人たちが、寮が空いた瞬間に実験的につくるということ企てていらっしゃる。ですから、地域で人々がどんな居場所があったらいいよねみたいなことを話し合うような素地が重要なのだろうと思っています。

別の例として、神戸にははっぴーの家ろっけんというサービス付き高齢者向け住宅がありますが、そこは不動産屋さんがつくっていて、1階の食堂を地域に開放していたら、地域のじいちゃん、ばあちゃんの居場所によいものもなっています。そこで、「俺が死んだらあの空き家をどうする」という不動産関連の相談の卵がつぶやきとして発せられ、それが誰かに受け止められ、そこがビジネス化されていくという展開にもなっています。地域ごとに、地域の人を感じる課題を地域の資源でどう解決するかという話合いが、それらの居場所で、そこはかたなく進むことが非常に大事な前提だと思っています。

あと、私は今日のお話を聞いて1点だけ指摘させていただきたいのは、資料6で内閣防災のほうから避難について御説明がありました。マスコミなんかでも言われていますが、日本の避難所は諸外国と比べて極めてシャビーで、原始時代と言っていいほど大変な状況にある。1.5次避難、2次非難に行く前に、あそこで亡くなることも多々ありますので、あそこをどう底上げしていくかというのは、亡くなるのは大体高齢者ですので、高齢社会の課題として非常に重要な問題です。

もう一つは仮設住宅なのですが、昭和23年にできた災害救助法の中で、応急仮設住宅はつくるのが可能だと書いてあるのですが、文字通り、応急仮設住宅しかつくっていません。せいぜい、集会所等を50戸に1戸、100戸に1戸つくるようにはなっているのですが、そこに福祉機能が全く想定されておりません。

そもそも、災害によって地域から無くなったのは住宅だけではなく、店とか、働く場所とか、スーパーマーケット、生産の場も流されたり、なくなったりしていますので、こうした町を構成する機能も併せて供給できるような仮設住宅をつくらなければいけない。そうしないと、家の復興にはなっても町の復興にはならないので、町が復興できるための仮設住宅として、災害救助法の中に応急仮設住宅が建設できるとは書いてありますが、応急仮設住宅地とか応急仮設住宅及び生活を支える諸機能というふうには書かないと、全く現場が動かない。能登半島もそういうことで、現場がそういう意味では動いていないということを指摘させていただこうと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、時間が超過していて恐縮ですけれども、御報告いただいた省庁の方々から御質問があったところに関して簡潔にお答えいただければと思います。

まず、国交省のほうからいかがでしょうか。

○豊嶋課長 国土交通省住宅総合整備課長でございます。

空き家の関係で幾つか御質問をいただいたので、簡単にお答えしたいと思います。

まず、澤岡先生のほうから、居場所のための使える空き家ということでございます。空き家については、御本人の同意を取った上でという形になりますが、今回の活用促進区域とか支援法人制度を使ってなるべくお使いいただくようにということを進めていきたいと思っております。

御手洗委員のほうから、再建築不可のところですが、接道要件は基本的には環境とか防災の面で設定されておりますが、今回の特例制度、こういったものを積み重ねた上で、どういった方向性ができるのかということも考えていきたいと思っております。

権丈先生のほうから、空き家の政策ということで、空き家法自体は先生がおっしゃるようにこれは道具立てでございますので、いろいろな政策と連携して進めることが大切だと思っておりますので、空き家法のツールをいろいろな政策と連携してどうやって使えるかということを引き続き勉強していきたいと思っております。

あと、私は公営住宅の担当もしてございますが、公営住宅の保証人のほうはなるべくなくせないかということで、引き続き働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続いて、内閣府防災担当の方ですかね。

○小野参事官 避難生活担当の参事官をしています小野です。

御質問というか御意見を多くいただいたかなと認識しております。

まず、澤岡先生のほうから、個別避難計画に関して個の取組を超えてというところで、関係性、コミュニティーといったところも盛り込んでいくという、まさに御指摘はそのとおりでございます。実は個別避難計画そのものも一人一人つくっていくということでもありますけれども、家族とか地域の方、あるいは福祉サービスを利用されている方ですと例えばケアマネージャーさん、社協さん、いろいろな方々が、例えば自治体によっては会議体なんかを設けて計画を進めているというところもございます。今のおっしゃっていただいた視点も大事にしながら、これからも取り組んでいきたいと思っております。

御手洗先生から、災害のリスクのあるところに施設は建てないということでもありますとか、避難所も寒い、暑いといったところで死者が出ることをないようにガイドラインを見直していくべきというのはまさに御指摘のとおりです。おっしゃっていただいた両点とも既にガイドラインなんかでも触れさせていただいております。いろいろな機会でも普及もさせていただいておりますけれども、引き続きやらせていただこうと思っております。

駒村先生から御指摘があった、防災の個人情報保護の在り方というか、議論をしておくべきということで、特に個別避難計画等につきましては制度的に個人情報保護の制度の特例というような位置づけにもなっている部分はありますけれども、例えば災害ケースマネジメントのほうでも、支援を一人一人やっていく中で、特に関係者がみんな議論しながら支援を考えていくという中では非常に重要なポイントだと思いますので、これから現場での運用もよく見ていきたいと思っております。

あと、飯島構成員から、災害時のBCPとか事前・事後でしっかり取り組んでいくという点、それから、生活不活発の視点が重要だということで、こちらでも施設の特にBCPの関係とか、既に制度的にも各省庁で動いている部分もございます。そういった点も、しっかり各省庁とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

若宮構成員から、避難所の耳の聞こえない方とか目の見えない方への情報伝達方法は非常に重要なテーマかなと思っております。いろいろところで周知をさせていただいたり、我々の取組の指針なんかでもしっかり出していかなければいけないということで、今後も取り組んでいきたいと思っております。

最後、大月構成員のほうから、日本の避難所の底上げという点、それから、仮設住宅についても御指摘をいただきました。特に福祉の視点というところで、これは今回の能登半島地震の対応なんかでも御指摘をいただいているところでもあります。

これまでも大災害を契機にしてというか、その都度見直しを図ってきてまいりましたけれども、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

消費者庁の方、何かコメントはありますでしょうか。

○加藤課長 どうもありがとうございます。

駒村先生から、見守りネットワークにおける個人情報の共有について御指摘をいただきました。御指摘のとおり、消費者安全法の中では地域協議会の構成員間で見守り対象者に関する個人情報を共有できるという旨の規定がございます。まず、設置の拡大というところがございますけれども、その先に個人情報の活用による活動の広がりということがございますので、そうした点も含めまして周知に努めてまいりたいと思っております。

檜山先生から、認知症等の高齢者の被害の局面ということで御質問をいただいた点がございますけれども、認知症等の高齢者につきましては訪問販売や電話勧誘販売といった被害の割合が高くなっております。そうした意味で、特に周囲の見守りが必要であるというところもございまして、消費者庁では見守りのガイドブックなどで声かけのポイントを紹介したり、国民生活センターで見守りに活用できる見守り新鮮情報といった形で、トラブル事例を分かりやすく発信したりという取組をしているところでございます。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、警察庁の中嶋室長、お願いいたします。

○中嶋室長 警察庁の中嶋でございます。

幾つか御指摘をいただきました。

まず、御手洗構成員から、今の認知機能検査が簡易になっているのではないかと、3年に1度ではなく見直したほうがいいのではないかとという御指摘をいただいております。まさに構成員御指摘のとおり、あえて簡易なものにしております。と申しますのも、認知症かどうかを診断いただくのはあくまでも医師の方々でございまして、免許制度においては医師の診断を受けていただく方を振り分ける簡易なスクリーニング制度としているところでございます。

現在、毎年250万人以上の方が認知機能検査を受けていただいております。認知機能検査の結果、医師の診断に当たる方が約2%で、大多数は問題ないということで、認知機能検査を受ける方、また多くが自動車教習所で受けていただいておりますけれども、実施する方の負担を踏まえて現在のような制度としているところでございますが、構成員の御指摘は認知機能検査で問題なかったからといってそのままにしておいていいのかという御趣旨かと思えます。

認知機能検査と同じタイミングで高齢者講習も行ってございまして、そこではマンツーマンに近い形で実際に幾つか課題を実施していただいて、信号で安全に止まれるかとかをチ

ェックしております。そういった認知機能検査や高齢者講習の結果を踏まえて、個々人の運転技能や認知機能に応じてサポートカーにつなげていくような仕組みをこれからも続けていきたいと考えております。

また、運転技能検査につきまして二種免許の点についてお尋ねがございました。二種免許の合格基準は80点以上となっております、一種免許よりは厳しい基準となっております。

駒村構成員から、75歳以上のドライバーの負荷にならないように標識の文字の大きさを見直していくべきではないかという御指摘をいただきました。標識は直接担当ではございませんけれども、承知している範囲でございますが、警察においてもバリアフリーの一環としまして標識や標示を見やすくするよう、分かりやすくするよう努めておりまして、表示盤を大きくするとか、自動車のライトに反射しやすい素材を用いるなどの対策を講じているところでございます。引き続き、そういった取組を進めていく形にしております。

檜山構成員から、サポートカー限定免許の対象について後付け装置はどうかという御質問がございました。後付け装置につきましては、その装置を取り付けた業者が資格要件を満たすのかということを確認することがなかなか困難であるということ。また、国土交通大臣の性能認定も設けられてございますが、有効期間が1年とされておりまして、有効期間が経過した後に認定が更新されなかった場合には必要な修理体制等が担保されない。こういった事情を踏まえまして、現時点では対象としていないところでございます。

飯島構成員から、一律に年齢で免許返納をするといったことに科学的根拠はないという御指摘もいただいております。警察としましても、ある年齢を過ぎたら一律に免許返納を勧めているわけではございません。特に高齢者の方々は個人差も大きいので、その方々の状況に応じて必要な支援を講じております。引き続き、そういったきめ細かな支援に努めていきたいと考えております。

警察庁からは以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

国土交通省、津曲課長からもお願いいたします。

○津曲課長 ありがとうございます。

先生方から御指摘をいただいておりますので、それについてコメントさせていただきたいと思っております。

まず、藤森先生から、死後事務まで含めて財政的に支えるということが大事ではないかという御指摘をいただいております。支援を行う法人はいろいろな形態がございますので、そのような方々が業務を行いやすいようにするという市場環境を整えていくことも重要でございますけれども、国交省では居住支援法人に対するスタートアップ支援として立ち上げ支援などを行っております。そのような支援も活用してもらいたいと考えております。

また、猪熊先生から、医療との関係も重要ではないかという御指摘、医療に関しても佐賀や松戸でも貴重な取組を行っていただいていると御紹介をいただきました。そのような

医療に関する取組とも連携をしていくことについては、私どもも十分意識し、住宅セーフティネット制度についての各種連携を進めてまいりたいと思っております。

また、権丈先生のほうから、非常に大きな御指摘、住宅政策と社会保障に関しての御指摘もいただきました。なかなか財源抜きでは考えられないもので、厚生労働省とも連携しながらのお話かと思っておりますけれども、国交省といたしましては民間賃貸住宅をいかにして円滑に供給していくかということが重要と考えておりますので、現在、住宅セーフティネット制度に関する見直しに係る改正法案を国会に提出させていただいております。これに沿いまして、法案が成立した暁にはしっかりと施行を進めていって、また、地域の居住支援協議会などの取組なども応援をしていき、全国的な取組を行っていくことが重要であると考えております。

また、居場所の重要性というものについても、大月先生をはじめ、多くの先生方から御指摘をいただきました。地域における住宅と福祉の連携、地域づくりなどを行っていくに当たっては、空き家や居場所づくりということについても十分意識しながら全国の取組を応援していきたいと考えております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

まだまだ御意見がおありだと思っておりますけれども、大分時間を超過しておりますので、私のほうからクイックにまとめだけして終わりたいと思います。

前から申し上げている話ですけれども、これを大綱の中にどういうふうに書いていくかというのが非常に大きなポイントでして、今日皆さんのお話があったように、やはり前から比べると随分大きな構造が変わっているというのは事実で、認知の問題をどう考えるか、一人暮らしの方々が増えている中でそういった方々にどういうふうな暮らしをしていただくか。

もうちょっと大きな政策の話でいけば、社会保障と住宅政策あるいは交通政策との関係性みたいのものが随分出てきたり、住むということと移動するということを大分連携して考えないといろいろなものが動かなくなっているとか、大きな動きが出ているので、そういうものをどういうふうに書き込んでいくかという話と、ただ、そういう理念だけでは何も動かないという御指摘もありました。

具体的に今日御質問があったようなところは、いきなり全てを政策としてこう変えますということを各省庁はなかなかお答えできない状況だと思いますけれども、こういうものをどういうふうに具体化して変えていくかというところをしっかりと考えていく。権丈先生からお話があったように、予算とセットでないと動かないという現実的な話もあり、そういう意味で具体的に動かしていくためのものをどこまで書き込めるかという話。

3番目でいけば、最初にありました資料1のような数値目標みたいなものがあるわけですが、これを今から見ると、構造が随分変わっているところで、どういう数値目標をやればいいのかというのは考え直さなければいけないような気もいたしますので、今

のような変化を踏まえた適切な数値目標をどうつくっていくのかという辺りは今後具体的に考えていただく必要があるポイントかなと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

申し訳ありません。大分オーバーしているので、タイムマネジメントのやり方を考えたいと思います。皆さん、ペーパーを出していただくのがいいかなと思っています。御発言になりたいところを全てここで話しただくわけもいかなと思いますので、ペーパーを出していただいた上で、各省庁から出てきたものに関して御質問等をいただくというスタイルが時間短縮のためにいいかなと思っています。事務局のほうと御相談してやり方を考えたいと思います。

いずれにしても、今日は大幅に時間を超過して、大変失礼いたしました。まだ本当は御質問、御意見がおありかと思っておりますので、何か追加でおっしゃりたいことがありましたら、追加の資料と追加の御意見書等を出していただければと思います。

それでは、長時間にわたり貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第4回の検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。